

各 民間保育所園長 様  
各 民間保育所開設予定者 様

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育第 1 課長

**令和 6 年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱い  
について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
令和 6 年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり暫定的取扱いを行うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途ご案内しております令和 6 年度予算事務説明会において資料として掲載する予定ですので、追って御確認いただきますようお願いいたします。

**1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて**

**(1) 処遇改善等加算 I について**

処遇改善等加算 I の加算率については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（6 月末を予定）の間は、暫定的に次の取扱いによる加算率を用いて請求を行うことができるものとします。

保育所の区分	加算率の暫定的取扱い
既存園	<u>令和 5 年度に認定された処遇改善等加算率を限度として、令和 5 年度の職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率とします。</u>
新設園（認可化園を含む）	<u>賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、8%とします。</u>

**(2) 3 歳児配置改善加算について**

3 歳児配置改善加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定をするまで（6 月末を予定）の間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

なお、令和 6 年度から、3 歳児については国の年齢別配置基準が見直され、20 対 1 から 15 対 1 となる予定ですが、当該加算が廃止されるわけではなく、15 対 1 の配置であっても当分の間は従来どおり加算対象となる予定です。

**(3) 4 歳以上児配置改善加算（仮）について【新設】**

4 歳以上児（4・5 歳児）についても、令和 6 年度から国の年齢別配置基準が見直され、必要な保育士の配置が 30 対 1 から 25 対 1 に変更となりますが、当分の間は、新基準どおりであっても、25 対 1 の配置を行っている施設に対しては、新設される「4 歳以上児配置改善加算」（仮）が適用される予定です。

当該加算の支給等においては本市のシステム改修を伴うため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(4) **休日保育加算について**

休日保育加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間、該当園は、前年度に認定された区分に応じて請求を行うことができるものとします。

(5) **夜間保育加算について**

夜間保育加算については、該当園であれば、特段の手続きを経ずに請求を行うことができるものとします。

(6) **減価償却費加算について**

減価償却費加算については、既に認定済の園を除いて、認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、該当園の申出により請求を行うことができるものとします。

(7) **賃借料加算について**

賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）の場合及び既存園のうち定員や賃借料に変更があった場合には、認定申請が必要となります。6月末に川崎市が認定を行った上で、7月以降に遡及して請求できるものとします。

なお、新設園（認可化園を含む）は、公定価格上の賃借料加算の請求については、暫定的に行うことができるものとします。

(8) **チーム保育推進加算について**

チーム保育推進加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、処遇改善等加算Ⅰの認定による平均経験年数の確定を6月末に予定していることから、認定予定の8月末までの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとします。

(9) **副食費徴収免除加算について**

副食費徴収免除加算については、該当児童の在籍をもって請求を行うことができるものとします。

(10) **分園減算について**

分園減算については、該当園（分園）であれば、特段の手続きを経ずに減算を行うものとします。

(11) **施設長未配置減算について**

施設長未配置減算については、施設長を配置していない場合に適用し、減算を行うものとします。施設長未配置減算が年度内において初めて適用される月の請求までに認定申請が必要となります。

(12) **土曜日閉所減算について**

土曜日閉所減算については、土曜日に施設を閉所する場合にその日数分に応じて減算を行うものとします。請求にあたっては、令和2年10月27日付け2川こ保1第682号「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて」を御参照ください。土曜日閉所減算が年度内において初めて適用される月の翌月までに認定申請が必要となります。

(13) 主任保育士専任加算について

主任保育士専任加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入を除く延長・一時・病児・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求を行うことができるものとします。なお、障害児受入を含む複数事業の実施に基づく認定は、要件が確定次第、遡及して加算を行うものとします。また、令和6年度から要件が一部変更となる予定ですので御留意ください。

(14) 療育支援加算について

療育支援加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、障害児保育費を本市が認定するまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して請求できるものとします。

(15) 事務職員雇上費加算について

事務職員雇上費加算については、毎年度認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間、全園加算有りとして請求できるものとします。

(16) 処遇改善等加算Ⅱについて

処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数（人数A・人数B）については、毎年度認定申請が必要となるものであり、本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求の可否等について、次の取扱いによるものとします。

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和5年度に本加算認定を受けた既存園	<u>令和5年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により、暫定的に請求できるもの</u> とします。
令和5年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	処遇改善等加算Ⅱに対応した賃金体系の適用を確認できていないため、 <u>本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は請求できないもの</u> とし、本市が認定を行った後に遡及して請求できるものとします。

(17) 処遇改善等加算Ⅲについて

処遇改善等加算Ⅲについては、本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求の可否等について、次の取扱いによるものとします。

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和5年度に本加算認定を受けた既存園	<u>令和5年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求できるもの</u> とします。
令和5年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	<u>本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求できないもの</u> とし、本市が認定を行った後に遡及して請求できるものとします。

(18) 冷暖房費加算について

冷暖房費加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

(19) 3月加算について

3月に加算される高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算の4項目については、毎年度認定申請が必要となるものであり、国からの通知では、小学校接続加算を除き12月末までの申請とされているところですが、本市では、小学校接続加算を含めて12月末までの申請とし、認定を2月

末までに順次行っていく予定として、認定後3月に請求できるものとします。

なお、令和6年度から小学校接続加算については、要件や加算額が変更となる予定ですので御留意ください。

#### (20) 栄養管理加算について

栄養管理加算については、年度内において初めて適用される月の請求までに申請書の提出が必要となるものですが、本市が認定を行うまでの間(6月末を予定)は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。請求にあたっては、令和2年11月17日付け2川こ保1第713号「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて」を御参照ください。

#### (21) 旧市加算（給食費、行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害共済掛金、市主任保育士専任加算、障害児保育費）について

旧市加算中、市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く加算については、全園加算有りとして請求できるものとします。

ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求できる（転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可）ものとします。

市主任保育士専任加算については、毎年度、公定価格上の主任保育士専任加算と併せて認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費を本市が認定するまでの間は、障害児受入による公定価格上の主任保育士専任加算の認定がないものとして、加算要件に合致する園のみ請求を行うことができるものとします。

障害児保育費については、毎年度認定協議が必要となるものであり、川崎市が認定を行うまでの間は請求できず、認定後に遡及して請求できるものとします。

#### (22) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には全園請求を行うことができるものとします。給付完了後、所定の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額での請求をお願いします。

なお、補足給付の詳細な取扱いについては、平成28年6月6日付け28川こ保第278号「川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付事業の取扱いについて（通知）」及び「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

#### (23) 衛生管理加算について【変更あり】

衛生管理加算については、令和6年度から、認定申請書による申請を廃止し、当該加算の要件に適合する場合には、4月から請求できるものとします。衛生管理加算の取扱いについては、令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号「市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ」を御参照ください。

#### (24) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、毎月、各園の所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間と土曜延長の実施の有無により、各月の利用登録児数に応じて当初請求できるものとします。その上で、実際の利用実績に基づいて追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

また、保育短時間認定児延長保育加算分についても、毎月、各園とも保育短時間認定児が11時間の開所時間の範囲内で、コアタイムを超えて利用する予定の最長のコマ数を当初請求できるものとし、実際の利用実績に応じて追加請求等ができるものとします。

保育料免除加算分については、利用実績取込後の追加請求から行えるものとします。障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまでの間は請求できないものとし、認定後遡及して加算するものとします。

**(25) 市職員雇用費等（休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員、事務職員、週40時間勤務保障保育士、産休明け保育対応保育士、産休等代替臨時職員の雇用費及び雇用補助費並びに指導用給食費）について**

市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員の雇用費及び雇用補助費、指導用給食費は、全園、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（事務職員、指導用給食費については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとし、調理員及び週40時間勤務保障保育士並びに産休明け保育対応保育士の雇用費は、該当する定員区分の園又は産休明け（生後5か月未満）の児童を受入れている園のみ、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（週40時間勤務保障保育士については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとします。

なお、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員の雇用費及び雇用補助費の賞与分の支給にあつては、平成28年5月30日付け28川こ保第255号「平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月（6月及び12月）の取扱い等について」の1を参照の上、請求をお願いいたします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定申請が必要となります。

**(26) 市処遇改善等加算Ⅱについて**

市処遇改善等加算Ⅱについては、毎年度認定申請が必要となるものであり、本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求の可否等について、次の取扱いによるものとします。

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和5年度に本加算認定を受けた既存園	令和5年度に認定された加算月額に基づき、 <u>暫定的に請求できるもの</u> とします。
令和5年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は <u>請求できないもの</u> とし、本市が認定を行った後に遡及して請求できるものとします。

**(27) 市処遇改善等加算Ⅲについて**

市処遇改善等加算Ⅲについては、本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求の可否等について、次の取扱いによるものとします。

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和5年度に本加算認定を受けた既存園	令和5年度の請求の算定に用いた対象職員数に基づき、 <u>暫定的に請求できるもの</u> とします。
令和5年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（認可化園を含む）	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は <u>請求できないもの</u> とし、本市が認定を行った後に遡及して請求できるものとします。

(28) 嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、分園を除く全園が加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当については、2月のみ請求できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

(29) 市第三者評価受審加算

市第三者評価受審加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、市第三者評価受審加算は公定価格上の第三者評価受審加算と併せて12月末までに認定申請を行うこととなっており、認定は2月末までに順次行っていく予定であることから、市第三者評価受審加算については、認定後の3月に請求できるものとします。

(30) 地域活動事業費について【変更あり】

地域活動事業費については、これまで2月末までに認定を行い、3月に請求する取扱いとしておりましたが、令和6年度からは、認定申請書を廃止するとともに、当該事業実施施設の実施額が確定した月から請求できるものとします。なお、実績報告については、従前の取扱いと同様に実施しますので御留意ください。

(31) 市休日保育加算（障害児受入分）について

市休日保育加算（障害児受入分）については、毎年度認定協議が必要となるものであり、随時認定を行っていく予定であることから、それまでの間は請求できないものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(32) 市賃借料加算について

市賃借料加算については、新設園（認可化園を含む）は、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は請求できません。

また、既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合には、公定価格上の賃借料加算と併せて認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまで（6月末を予定）の間は、暫定的に従前の認定内容に基づく請求を行うこととします。

## 2 令和6年度の追加請求について

令和6年度の追加請求については、令和6年度の処遇改善等加算率等を本市が認定する予定の7月から請求を行えるものとします。

## 3 令和6年度の給付費等の請求方法について

令和6年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍児童名簿のCSVファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）のExcelファイルの3つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

#### 4 令和6年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和6年4月からの給付費等の請求に向け、令和6年3月15日に請求ソフトの自動アップデートが行われる予定です。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和6年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御活用ください。

#### 5 令和6年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和6年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、「令和6年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等について（給付費請求スケジュール）」（予算事務説明会で資料を掲載予定）を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

#### 6 その他給付費等の算定にあたって留意すべき職員の特例的な配置の取扱いについて

##### (1) 保育士の特例的な配置の取扱いについて

本市では、引き続き、保育士の確保が非常に厳しい状況となっていることから、平成28年6月に改正した川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例と川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱により、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭や市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の活用を図れるようにするとともに、別途お示ししている平成28年6月20日付け28川こ保第353号「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」により、その他の保育補助者や非常勤保育士等の活用も図れるよう特例的な配置の取扱いを認めておりますので、給付費等の算定にあたっては御留意ください。

##### (2) 調理員の特例的な配置の取扱いについて

調理員についても、効率的・効果的な人員配置を行うため、複数人の配置が必要であり、別途公定価格の基本分中に非常勤調理員の人件費が計上されていない41人以上150人以下の施設について、少なくとも1人の常勤調理員の配置があることを条件に、非常勤調理員の常勤換算を1人に限り認めるものとします。

その際の常勤換算の方法としては、国基準調理員の常勤配置に換算する場合には、他の常勤職員の月の所定労働時間数によって除し、市加配調理員の常勤配置に換算する場合には、120時間で除した結果によって、引続き換算ができるものとします。

#### 7 公定価格における歳児別配置改善加算や主任保育士専任加算、及び市加算運営費における休憩休息保育士等の取扱いについて

市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、市加算の休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費、市主任保育士専任加算、産休明け保育対応保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費については、公定価格の歳児別配置改善加算（3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算（仮））や主任保育士専任加算（対象施設に限る）等、必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものとします。

（保育第1課 担当）

電話 044-200-2662